

四日市市上下水道局告示第 23 号

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、当該事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 6 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 事業計画の名称

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）

2 事業計画の内容

事業計画書において表示する。

3 縦覧場所

四日市市堀木一丁目 3 番 1 8 号

四日市市上下水道局管理部経営企画課

4 縦覧期間

令和 3 年 4 月 6 日 から 令和 3 年 4 月 2 0 日

（上下水道局管理部経営企画課）